

令和8年6月29日

行田市議会議長
福島 ともお 様

提 出 者

行田市議会議員	野 本 翔 平
行田市議会議員	木 村 博
行田市議会議員	斉 藤 博 美
行田市議会議員	養 田 英 雄

議案の提出について

下記議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

件 名 行田足袋振興条例

理 由 本市の伝統工芸品である行田足袋のさらなる振興を図るとともに、郷土愛の醸成や歴史及び文化への理解促進のため、行田足袋の振興に関する規定を新たに制定するものである。

議第 5 号

行田足袋振興条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の伝統工芸品である行田足袋の魅力を発信するとともに、地域の歴史及び文化との関わりを次世代に伝えるなどの施策を推進することで、行田足袋の振興を図るとともに、郷土愛の醸成並びに歴史及び文化への理解促進に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、この条例の目的を達成するため、行田足袋の製造及び販売を行う足袋製造事業者その他関連する事業者等（次条において「足袋製造事業者等」という。）の主体的な取組を尊重するとともに、地域の実態把握に努め、必要な施策を総合的かつ効果的に実施するものとする。

(事業者の役割)

第 3 条 足袋製造事業者等は、行田足袋の普及促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(議会及び議員の役割)

第 4 条 議会及び議員は、行田足袋の振興等に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第 5 条 市は、行田足袋の振興等を図るに当たって、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ効果的に施策を実施するものとする。

- (1) 産業振興、観光等を通じて、足袋産業の魅力を発信し、活性化につなげること。
- (2) 地域における行田足袋の歴史及び文化について、次世代に伝えること。
- (3) 行田足袋の振興等に関するイベント等を開催すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。